

○ゴルフ場利用税の課税対象から除かれるゴルフ場の利用について

平成17年10月12日

税第262号

総務部長

このことについて、これまで、「神奈川県県税取扱要領について(昭和45. 12. 15 45税第255号)」の通達第2章第7節第1により取り扱ってきたところですが、その取扱いを明確にし、円滑な事務執行を図るため、別紙のとおり定めたので通知します。

別紙

ゴルフ場利用税の課税対象から除かれるゴルフ場の利用について

ゴルフ場利用税は、原則として、利用の目的、利用者の別を問わず、ゴルフ場の利用に対し、一律に課すべきものであるが、次のゴルフ場の利用については、その利用の目的に娯楽性が見出せないなど、解釈上の疑義があるので、ゴルフ場利用税の課税対象から除くものとする。

ただし、その利用に際して、利用料金(グリーンフィー、諸経費等の非選択的料金をいう。)を徴した場合は、ゴルフ場利用税の課税の対象となることに留意するものとする。

1 ゴルフ場利用税の課税対象から除かれるゴルフ場の利用

(1) ゴルフ場の業務に従事する者等によるゴルフ場の利用

ゴルフ場の経営者又は当該ゴルフ場の業務に従事する者が、コースの維持・管理、キャディーの教育・訓練、営業その他の職務上の必要から、当該ゴルフ場(当該ゴルフ場の経営者が経営する他のゴルフ場を含む。)を利用する場合。

(2) プロゴルファー等によるゴルフ場の利用

プロゴルファー等(ゴルフを職業とする者をいい、研修生、練習生等を含む。以下同じ。)が、職業上の理由から、ゴルフ場を利用する場合。ただし、次に該当する利用に限る。

ア 自らの所属するゴルフ場において、他の利用者の技術指導を行い、自己の技術の向上を図り、又はコースの維持・管理のための助言等を行うための利用。

イ 公式試合又は公益社団法人日本プロゴルフ協会若しくは一般社団法人日本女子プロゴルフ協会が公認(後援)する競技会に出場するための利用(主催者が指定した練習日における練習のための利用を含む。)

ウ プロテスト等(公益社団法人日本プロゴルフ協会が主催するプロテスト、一般社団法人日本ゴルフツアー機構が主催するクオリファイイングトーナメント並びに一般社団法人日本女子プロゴルフ協会が主催するプロテスト及びクオリファイイングトーナメントをいう。以下同じ。)に出場し、又はプロテスト等への出場者を推薦するために行う研修会に参加するための利用(主催者が指定した練習日における練習のための利用を含む。)

(3) ゴルフ場の周年記念行事等の一環としてのゴルフ場の利用

ゴルフ場の周年記念行事等(ゴルフ場の経営者が主催する当該ゴルフ場のオープン記念等の祝賀行事をいい、ゴルフを行うことを主たる目的とするものを除く。)に招待された者又は当該ゴルフ場の経営者若しくは当該ゴルフ場の業務に従事する者が、当該周年記念行事等の一環として当該ゴルフ場を利用する場合。

(4) 福利厚生に基づくゴルフ場の利用

ゴルフ場の業務に従事する者又はその家族が、福利厚生のため、当該ゴルフ場(当該ゴルフ場の経営者が経営する他のゴルフ場を含む。)を利用する場合。

(5) その他ゴルフ場の運営上の必要からのゴルフ場の利用

ゴルフ場のコースの維持・管理、ゴルフ場相互の視察による情報交換その他のゴルフ場の運営上の必要から、当該ゴルフ場の理事会の理事又は各種委員会の委員、他のゴルフ場から派遣された者、プロゴルファー等、コースの設計を業とする者等が、当該ゴルフ場を利用する場合。

2 留意事項

(1) 1のゴルフ場の利用に該当するか否かの判定は慎重に行うこと。

(2) 1のゴルフ場の利用があった場合は、特別徴収義務者に対し、その利用があった日ごとに利用者の氏名及び利用の理由を記載した一覧表を作成し、神奈川県県税条例(昭和45年神奈川県条例第26号)第35条第1項に規定する帳簿とともに保管すること及び当該帳簿等に各月の利用人数の合計を記載することを指導すること。

附 則

この通達は、平成17年12月1日から施行する。

附 則(平成19年税第107号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成24年課税第53号)

この通達は、平成24年8月1日から施行する。

附 則(平成27年課税第56号)

この通達は、通知の日から施行する。